

鹿労発基 0828 第 2 号  
令和 5 年 8 月 28 日

鹿児島地方最低賃金審議会  
会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島労働局長  
中所 照仁

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自治労連むぎのめ労働組合から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。